

■ 設計業務委託（特記）仕様書

	業務委託名称	大木町社会教育施設改修工事実施設計業務委託			
1	業務委託種別	■基本設計 ■実施設計 □構造計算 ■積算 □建築確認書類作成			
2	敷地の場所	福岡県三潁郡大木町大字八町牟田255-1ほか			
3	工事の種別	□新築 □増築 □改築 ■改修 □解体			
4	設計概要	建物の名称	構造	階数	概要
		図書・情報センター	RC一部S	2	延べ床面積1227.28m ²
		総合体育館	RC	2	延べ床面積3,956m ²
				浄化槽200人槽	
5	設計期間	契約締結日の翌日から令和8年10月30日まで			
6	設計基本方針	<p>本業務は、図書・情報センターの屋上防水・外壁改修工事及び総合体育館浄化槽の更新工事を行うものである。防水改修工事、劣化調査(外壁保全工事に伴う、クラック等の外壁調査を近接目視できる範囲で行う)、外壁改修工事、その他工事に付随する工事。</p> <p>以上のことを踏まえ、施設の長寿命化等を図るための実施設計を行う。</p> <p>石綿含有建材調査のためのピックアップを行うこと(分析については別途発注)。</p> <p>図面はCADデータ化すること。</p> <p>図書・情報センターについては外観の色を決定し、筑後川流域景観計画の届出資料を作成すること。</p>			
7	一般事項	<p>■設計に必要な基礎資料は、町が提供又は貸与する。 (竣工図・CADデータ・ボーリング資料)</p> <p>■設計は関係法令に適合すること。</p> <p>■設計に着手する前に現地調査を行い、町と十分な打合せを行うこと。</p> <p>■図面確定後、積算に入ること。</p> <p>■成果物は一括提出すること。(ただし、発注者が提出を求める場合を除く。)</p>			
8	適用すべき基準	<p>■公共建築工事積算基準(最新版)</p> <p>■公共建築工事標準仕様書(建築工事編)及び公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版)に準拠すること。</p> <p>■公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)及び公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版)に準拠すること。</p> <p>■公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)及び公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版)に準拠すること。</p> <p>■建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル</p>			
9	図面	<p>■縮尺は的確に表現できるものとし、用紙サイズと縮尺の組み合わせを明記する。(不明な点は監督職員と協議による)</p> <p>■図面は、工事区分ごとに一連番号を付し整理すること。</p> <p>■その他監督職員の指示による。</p>			
10	見積	■参考見積は原則として、3社以上とする。3社取れない場合は理由を明記すること。			
11	仕上げ材料及び材料指定	<p>■建築材料等から発生する各種の化学物質対策を十分配慮すること。</p> <p>■材料の指定については、あらかじめ町と協議すること。指定する場合は2社以上とすること。</p>			
12	障害者及び高齢者対応	■身体障害者、高齢者等の施設利用を考慮し、「福岡県まちづくり条例」「ハートビル法」等の基準に適合することはもとより、より望ましい水準の確保に努力すること。			
13	維持保全	<p>■保全義務が効果的に行われるよう、次の事項を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■仕上げ材料の耐久性及び耐汚染性 ■容易な維持管理等 ■設備の更新 ■外構及び植樹の保守管理 			
14	著作権	■当該設計に係る著作権は、発注者(大木町)に帰属するものとする。			

15	管理技術者の資格要件	<p>■管理技術者は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士とする。</p>	
16	設計の一部を外部委託する場合	<p>■電気設備、機械設備の設計を外部に委託する場合は、委託契約を締結し、契約書の写しを提出すること。 ■委託先は、建築設備の設計・監理を専業とするものであること。</p>	
17	業務の範囲	<p>(1) 設計図の作成 ①設計図の用紙はA3判とし、必ず責任者の検収捺印（サイン可）の上、提出すること。 ②仕様書、意匠設計図、外観パース、構造設計図（構造計算書）、設備設計図（電気設備、機械設備）、その他</p> <p>(2) 工事費積算書の作成 工事費積算書の様式は、町指定とすること。</p> <p>(3) 設計に伴う計算書の作成 当該設計に当たり必要と認められる各種計算書を作成する。</p> <p>(4) 数量計算書 数量計算書は、集計表、計算書、拾い図面を作成し、着色等により設計等数量が的確に判断できるようにする。</p> <p>(5) 見積書 原則として3社以上の見積書を徴収し、見積比較の一覧表（工事種別毎にまとめる）を添付すること。また、FAXでの見積書は不可とし、必ず正式な見積書で宛名は「大木町長」とし、「日付の記載」があるものとする。</p> <p>(6) 積算単価の採用及び代価表の作成 積算単価は、建築施工単価、建築コスト情報及び建設物価の直近号を採用するが、刊行物に記載なき単価の採用については、見積書による。（見積書は、3社以上の見積書を比較して最低価格を採用する。） 代価表は、「最新版 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」を参考にして作成する。 直接工事費、共通費、特殊工事費は千円未満切捨てとする。また、合成単価（代価）及び見積査定単価については有効数字3桁とする。</p> <p>(7) 諸官庁との打合せ 関係諸官庁との打合せは、業務の進捗に併せて適宜行うものとし、打合せの内容は必ず議事録にまとめること。 内容確認の上、次回工程会議に提出すること。</p>	
18	成果品並びに提出図書	<p>■設計図面（建築、電気設備、機械設備）</p> <p>■(2)完成予想図（カラーパース） 添景不要</p> <p>□(3)日影図</p>	<p>■電子データ CD （SXF 又は DXF 及び PDF 及び JWW） 2枚 □白焼き A2判 2部 □白焼き A2判二つ折製本 2部 □白焼き A3判（縮小版原紙） 1部 ■白焼き A3判二つ折製本 2部</p> <p>■原図 1部 ■電子データ（PNG 又は TIFF）</p> <p>□電子データ（jpeg 形式） □白焼き 1部</p>

		<p>□ (4) 構造計算書 (その他計算書)</p> <p>■ (5) 工事費積算書 (設計書)</p> <p>■ (6) 数量調書 (数量計算書) ①集計表 ②計算書</p> <p>■ (7) 単価根拠 ①刊行書物 ②見積 ③代価表</p> <p>■ (8) 打合せ議事録</p> <p>■ (9) 許認可申請に伴う提出書類の控え</p> <p>■ (10) 貸与図書</p> <p>■ (11) その他係員の指示により必要とする書類</p>	<p>□電子データ □白焼き 1部</p> <p>■電子データ (Microsoft Excel) 1部 ■白焼き (A4) 1部</p> <p>□原紙 1部 ■白焼き 1部</p> <p>■採用単価の根拠がわかる刊行書物 1部 ※コピーでも可/この場合冊子 (A4判) にまとめること ※採用単価には着色すること。</p> <p>■見積 1部 ■見積比較表 ■見積書 ■代価表 ■電子データ ■白焼き 1部</p> <p>■電子データ ■白焼き 1部</p> <p>■筑後川流域景観計画 届出資料</p>
19	業務計画書の内容	業務計画書の内容は以下のとおりとする。 ・委託概要 ・設計組織図 ・技術者経歴書 ・業務工程表	■業務計画書